

総務省インフラ長寿命化計画（行動計画） フォローアップ結果

令和3年3月
総務省

総務省では、総務省が所管・管理するインフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を示す計画として、「総務省インフラ長寿命化計画（行動計画）」（以下「総務省行動計画」という。）を策定している。令和3年3月時点における総務省行動計画の取組の進捗状況は下記のとおり。

【取組の進捗状況のポイント】

適時に制度整備を実施するなど総務省行動計画に基づき適切に対応している。引き続き、総務省が所管・管理するインフラの維持管理・更新等の取組の充実・深化を図っていく。

【詳細】

1. 情報通信関係施設

①点検・診断／修繕・更新等

電気通信事業については、事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者には、電気通信事業法において、事業用電気通信設備に関する管理規程の作成・届出等の義務が課されている。総務省においては、総務省令及び総務省告示で管理規程の記載事項を定めていることから、電気通信事業者の点検・診断/修繕・更新等に係る取組を注視し、ベストプラクティスとなる取組が行われたこと等を契機として、当該省令及び告示の見直し等を行う。

放送業においては、演奏所に整備された設備については、日常的な巡視に加え、定期点検を継続していく。また、放送所に整備された設備については、定期点検を引き続き実施していく。

取組の進捗状況
電気通信事業については、下記の制度整備を実施し、インフラの効率的な更新を促進した。 <ul style="list-style-type: none">・固定電話網のIP網への移行に向け省令（事業用電気通信設備規則）等を一部改正・ワイヤレス固定電話の導入に向け省令（事業用電気通信設備規則）等を一部改正 放送業については、行動計画に基づき適切に対応している。

②基準類の整備

電気通信事業については、電気通信事業法において、事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者に管理規程の作成を義務付けており、また、情報通信ネットワークの安全・信頼性対策の指標となる「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」を策定している。管理規程の記載事項を定める省令及び告示や情報通信ネットワーク安全・信頼性基

準を必要に応じて見直す。なお、今後も、双方の規定の見直しの際には、整合性が担保されるよう整備を行う。

放送業については、放送法の安全・信頼性に係る技術基準に則って、内実を高めていく。

取組の進捗状況

電気通信事業については、以下の項目等について情報通信ネットワーク安全・信頼性基準の見直しを実施した。

- ・ 5G導入後の通信ネットワークにおけるソフトウェアの役割の高まりや近年発生したソフトウェア不具合等に起因する電気通信事故の増大を踏まえ、電気通信設備に係るソフトウェアの信頼性向上に向けた取組について記載
- ・ 令和元年房総半島台風等により発生した通信障害の主な発生原因が商用電源の長期停電であったことを踏まえ、通信インフラの耐災害性強化に向けた取組について記載

また、管理規程において、設備の設計・工事・維持及び運用に関する項目を作成することを引き続き規定している。

放送業については、行動計画に基づき適切に対応している。

③情報基盤の整備と活用

電気通信事業については、事業用電気通信設備の維持管理・更新等に係る情報の収集、蓄積、分析及び利活用について、電気通信事故の場で取られた措置等のうち、ベストプラクティスとなる取組等が各電気通信事業者の状況に応じて実施されるよう、管理規程の記載事項を定める省令及び告示や情報通信ネットワーク安全・信頼性基準の規定事項を必要に応じて見直す。また、電気通信事業者相互間の情報共有が図られるよう必要な連携を促進する。

放送業については、機器補修の情報等のデータについて、情報の更新を行い適切に管理していく。

取組の進捗状況

電気通信事業については、管理規程において、設備の設計・工事・維持及び運用に関する項目を作成することを引き続き規定することで、事業用電気通信設備の維持管理・更新等に係る情報の収集、蓄積、分析等の取組を促進している。

放送業については、行動計画に基づき適切に対応している。

④新技術の開発・導入

電気通信事業については、電気通信設備統括管理者制度の導入により、事業用電気通信設備の管理・運用の効率化を図る取組がなされるかを注視していくとともに、これに関連して新技術の開発・導入に関するベストプラクティスとなる取組等があった場合など、管理規程の記載事項を定める省令及び告示や情報通信ネットワーク安全・信頼性基準の見直しを適時適切に行う。

放送業については、新技術の動向を注視し、点検・診断の効率化に努めていく。

取組の進捗状況

電気通信事業については、技術の進展や市場の変化に応じて下記の制度整備などを実施した。

- ・固定電話網の IP 網への移行に向け省令（事業用電気通信設備規則）等を一部改正
 - ・ワイヤレス固定電話の導入に向け省令（事業用電気通信設備規則）等を一部改正
- 放送業については、行動計画に基づき適切に対応している。

⑤ 予算管理

電気通信事業については、電気通信設備統括管理者制度の導入による電気通信事業者のコスト削減に向けた取組を引き続き注視していくとともに、効果的な取組があった場合には、電気通信事業者相互間の情報共有の促進を図る。

放送業については、毎年度行う予算調整を通して、更新と補修が適切かつ効率的に行われるようにする。

取組の進捗状況

電気通信事業については、電気通信設備統括管理者が事業運営上の重要な決定に参画することにより、予算管理を含めた電気通信設備の適切な維持管理を促進している。

放送業については、行動計画に基づき適切に対応している。

⑥ 体制の構築

電気通信事業については、電気通信設備統括管理者の選任義務や、事業用電気通信設備の設計・設置、工事、維持・運用に関する業務の体制に関する事項を管理規程の記載事項として省令及び告示に規定しており、引き続き各電気通信事業者の状況に応じた適切な体制の構築を促していく。今後も電気通信事業者の体制構築の取組を注視し、共通に実施できるような取組等があった場合は、管理規程の記載事項を定める省令及び告示や情報通信ネットワーク安全・信頼性基準の見直しを行い、電気通信事業者相互間の情報共有の促進を図る。

放送業については、装置の仕様に基づいた補修および更新の基準に沿って、整備を進めていく。基準については適切な見直しを行っていく。

取組の進捗状況

電気通信事業については、設備の維持管理等に関する業務の統括管理を行う電気通信設備統括管理者の選任や、設備の維持管理のための体制の規定の作成などを各事業者が行うことを通じて、電気通信事業者が状況に応じた適切な体制を構築することを促進している。

放送業については、行動計画に基づき適切に対応している。

⑦ 法令等の整備

電気通信事業については、情報通信関連施設（電気通信事業）に関連する法令等について、インフラ長寿命化の観点からも電気通信事業者の取組を注視し、一定の傾向や効

果的な取組等があった場合には、適時適切に関係法令等の整備を行う。

放送業については、平成 22 年に成立した「放送法等の一部を改正する法律」において、放送業務に用いられる電気通信設備に対して技術基準を定めるとともに、放送事業者に対して当該設備の技術基準適合維持義務を課す規定を定めている。

取組の進捗状況

電気通信事業については、下記の制度整備を実施した。 ・固定電話網の IP 網への移行に向け省令（事業用電気通信設備規則）等を一部改正 ・ワイヤレス固定電話の導入に向け省令（事業用電気通信設備規則）等を一部改正 放送業については、法令により放送事業者から報告された放送停止事故について、発生原因や傾向を分析・公表し（年 1 回）、関係者間で情報共有を図ることで、放送設備の安全・信頼性の一層に向上に努めている。また、昨今、社会インフラに対するサイバー攻撃が多様化してきていること等を踏まえ、令和 2 年 3 月、放送設備のサイバーセキュリティの確保に関する技術基準の制度整備を実施した。

2. 郵便局施設

①点検・診断／修繕・更新等

日本郵便株式会社に対し、郵便局において、建築基準法等に基づいて行われている定期点検等を引き続き着実に実施するよう促すとともに、修繕等を行う場合は、当該施設をできる限り長期的に利用する観点から実施するよう促す。

取組の進捗状況

行動計画に基づき適切に対応している。

②基準類の整備

定期点検方法が定められている建築基準法等の基準類の改定等があった場合には、日本郵便株式会社に対し、必要に応じて情報提供を行う。

取組の進捗状況

行動計画に基づき適切に対応している。

③情報基盤の整備と活用

劣化等対策工事の結果に基づく工事履歴等のデータ作成を進め、データベースの構築を促す。

取組の進捗状況

行動計画に基づき適切に対応している。

④体制の構築

日本郵便株式会社において、維持管理等を着実に実施するために必要となる人材・体制を、引き続き確保するよう促す。

取組の進捗状況

行動計画に基づき適切に対応している。

3. 総務省が管理する庁舎・宿舍等

①点検・診断／修繕・更新等

総務省が管理する官庁施設については、法令や告示に基づき定期（建築物の敷地及び構造は3年以内毎、建築設備は1年以内毎等）に点検等を継続するなど、引き続き、適切な時期に目視その他適切な方法により実施する。

また、保全については、「国家機関の建築物及びその附属施設の保全に関する基準」等の基準類に基づく建築物各部等の保全を確実に実施するなどにより、総務省が管理する庁舎等（官庁施設のうち、宿舍以外の施設）について、国土交通省が実施する保全実態調査において、「施設の保全状況※」が「良好」（総評点が80点以上）と判断される施設の割合を、平成29年度までに80%以上となるよう取組を継続する。

※ 保全実施体制、保全計画の作成状況、定期点検等の実施状況、施設状況等を評価

取組の進捗状況

令和2年度において、「施設の保全状況」が「良好」とされる割合は23/23施設で100.0%であり、引き続き施設割合が80%以上となるよう取組を継続していく。
--

②基準類の整備

官庁施設の定期点検については、建築基準法（昭和25年法律第201号）、官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号（以下「官公法」という。））等で実施方法が定められている。また、保全については、「国家機関の建築物及びその附属施設の保全に関する基準（平成17年国土交通省告示第551号）」で建築物の各部等の保全されている状態とその確認方法を定め、基準類の体系化を図っている。

対象施設に対してもこれらの基準類を適用しており、今後の改定にも適切に対応していく。

取組の進捗状況

行動計画に基づき適切に対応している。

③情報基盤の整備と活用

平成27年度中に、総務省が管理する全ての官庁施設を対象に、保全の実施状況の調査（保全実態調査）に必要な施設の諸元等の情報を「官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）」に登録する。平成28年度以降は、毎年情報の更新を実施する。

取組の進捗状況

平成27年度中に総務省が所管する全ての官庁施設を対象に、保全の実施状況の調査（保全実態調査）に必要な施設の諸元等の情報を「官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）」に登録した。平成28年度以降は、毎年情報の更新を実施している。
--

④個別施設計画の策定

対象施設について、平成 28 年度までに「官庁施設情報管理システム（B I M M S - N）」を活用するなどして、個別施設計画の策定を完了する。策定した個別施設計画は、適宜、更新する。

個別施設計画は「中長期保全計画（施設の運用段階における保全の実施内容、予定年度、概算額に係る計画）」及び「保全台帳（点検や修繕履歴等を記録する台帳）」によって構成されることを基本とし、必要に応じて、基本計画「IV. 2. ⑤対策内容と実施時期」において記載された機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等の必要な対策を追加する。

個別施設計画の策定状況について、各省各庁との連絡調整会議等を通じて情報交換を行う。

中長期保全計画は、5 年以内ごとに見直しを行うほか、大規模な修繕が行われた後その他必要があるときは見直しを行う。

取組の進捗状況

対象施設について、平成 28 年度までに「官庁施設情報管理システム（B I M M S - N）」を活用し、個別施設計画の策定を完了した。策定した個別施設計画は、適宜、更新を行っている。

⑤新技術の開発・導入

建築物全般に係る点検・診断に関する新技術の現場導入事例及び長寿命化に資する材料・構工法について情報収集し、現場への導入を検討する。

取組の進捗状況

行動計画に基づき適切に対応している。

⑥予算管理

必要な予算の安定的な確保に努め、前述の「④個別施設計画の策定」の個別施設計画に基づく計画的な点検・診断、修繕・更新を実施するとともに、前述の「⑤新技術の開発・導入」の取組を推進することで、トータルコストの縮減・平準化を図る。

取組の進捗状況

行動計画に基づき適切に対応している。

⑦体制の構築

平成 27 年度中に、管理する全ての官庁施設で施設保全責任者を設置する。
また、国土交通省各地方整備局等の営繕部等が毎年開催する「官庁施設保全連絡者会議」等の研修等において、点検方法や適正な保全の実施について情報を収集するなど、担当者の育成及び技術の向上を図る。

取組の進捗状況

平成 27 年度中に管理する全ての官庁施設で施設保全責任者を設置した。また、国土交通省各地方整備局等の営繕部等が毎年開催する「官庁施設保全連絡者会議」等の研修等に参加し、点検方法や適正な保全の実施について情報を収集するなど、担当者の育成及び技術の向上を図っている。